

令和5年第3回定例会

総務常任委員会会議録
(令和5年9月12日)

栄町議会

総務常任委員会

議事日程

令和5年9月12日（火曜日）午後1時30分開会

事 件（1）付託議案の審査

議案第2号 栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

出席委員（8名）

委員長	野田 泰博 君	副委員長	大野 博 君
委員	大野 徹夫 君	委員	松島 一夫 君
委員	石橋 善郎 君	委員	新井 茂美 君
委員	岡本 雅道 君	委員	大塚 佳弘 君

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 藤村 勉 君

説明のため出席した者

総務政策課長	本橋 義正 君
総務班長	米本 貴宏 君
副主査	海老原 亮平 君

出席議会事務局

事務局長	藤江 直樹 君	書記	春藤 幸夫 君
------	---------	----	---------

◎ 開 会

○委員長（野田泰博君） ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（野田泰博君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第2号「栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」であります。

お諮りいたします。

議案第2号については、審査の必要から町執行部の出席を、求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（野田泰博君） 異議なしと認めます。

ありがとうございます。よって、町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

本橋総務政策課長・米本総務班長・海老原副主査にご出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、議案第2号栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

既に、本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いいたします。本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） 「栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」につきまして、只今委員長が申されましたが、本会議で提案理由についてはご説明させていただいたところですが、若干補足させていただきたいと思っております。

はじめに、A3の資料をお配りしておりますが、これにつきましては、左側が改正後の公職選挙法及び同法施行令の抜粋となっております。そして右側が今回制定する条例案との対比になっておりますので、参考にご覧いただければと思います。

続きまして条例案の規定に当たりましては、例えば資料の1ページ、公職選挙法第141条第8項の規定により、『地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができる。』としておりまして、法律の規定に準じて、条例で定めるとされているところです。

従いまして、条例案の規定に当たりましては、法律の規定に準じております。

次に、議案第2号資料をご覧いただきたいと思っております。

2.（1）選挙運動用自動車の使用について補足させていただきますと、条例案第4条第

2号イに規定しております選挙運動用自動車に係る燃料代ですが、1日7,700円×選挙運動期間、つまり5日間で合計38,500円を公費負担の上限額としておりまして、選挙運動用自動車の使用代、1日16,100円が上限、運転手報酬代、1日12,500円が上限というように燃料代については1日を単位とする上限額ではないことに御留意いただきたいと思います。

そして、2.(3)選挙運動用のポスター作成についてですが、条例案第9条から第11条までに定める選挙運動用ポスターの上限額については、国では単価×ポスター掲示場数×2で算出した額としているところ、条例案では単価×ポスター掲示場数としておりまして、2を乗じておりません。

これにつきましては、県内の他市町村に合わせたものとしております。以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野田泰博君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。松島委員。

○委員（松島一夫君） まず財源についてお尋ねしたいんですが、この財源は全て一般財源なんですか。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） 財源は一般財源です。全て全額一般財源になります。

○委員長（野田泰博君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 仮に計算するのが面倒なので計算してください。立候補者が仮に定数だった場合、14人と想定した場合、この上限額を支給した場合、総額でいくらかかるのでしょうか。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） 議員定数14人の試算ではなく、若干立候補者が多い過程として17人で仮に試算をさせていただいたところ、全て上限額を公費負担とした場合に1,162万円ほどが約公費負担となる予定でございます。

また、町長選挙ですが、こちら3名立候補と仮定した場合には210万円ほどの公費負担となるということになります。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） よろしいですか。他に。岡本委員。

○委員（岡本雅道君） この制度を既に導入されているところがあると思うんですが、むしろ導入しなかった町村の割合ってどのくらいあるのか。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） まず、令和3年4月1日現在の調査、古いものになりますが、制定済が全国で79.3パーセント、今後の予定として12.7パーセント、合わせますと92パーセント程度がこの公費負担の条例を制定する。もしくは制定をす

る予定だというような調査結果が出ております。また、県内におきましては17市町村中、この条例が未制定なのは、栄町と酒々井町のみでありまして、他の町村は全てこの公費負担条例は制定済となっております、その条例に基づいて執行された選挙もあるというふうに認識をしております。

○委員長（野田泰博君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 酒々井町に限っての話なんですけど、導入しなかった理由はどのようなことでしょうか。

○委員長（野田泰博君） 岡本委員。

○総務政策課長（本橋義正君） 酒々井町については、条例案のほうは議会に上程はされましたが、議会で否決されというふうに伺っています。

○委員長（野田泰博君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 議会が否決した理由がわかっているならば教えていただきたい。なんで否決したのか。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） 議会の内部でいろいろな議論があったようですが、酒々井町の場合には町長及び議会議員の選挙、両方の選挙の公費負担条例ではなくですね、町長の提案した条例案は議会議員のみに限った条例を上程したというふうに聞いておりまして、なぜ町長の選挙に適応しなかったということについては町長のお考えだったというふうに聞いております。

○委員長（野田泰博君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 酒々井町が、これを導入しなかった理由を聞きたいんですが。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） 導入の条例案は提案しましたが、議会で否決されたのです。

○委員長（野田泰博君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） どういう理由で否決したのか、反対理由それが分かれば教えていただきたい。

○委員長（野田泰博君） 米本総務班長。

○総務班長（米本貴宏君） 当時ですね酒々井町の議会議員条例案に諮られて否決されたのは、今年の9月の議会でございます。そちらの結果、結構珍しいパターンでしたので千葉日報の新聞に掲載されているんですけども、そちらの新聞の記事を読み取りますと、町民のため働ける人を選ぶには自費選挙が適切。候補者不足なら定数を減らすべきですとか、選挙に出るかたが非常に乱立してしまう、良くわからない人が出てしまうとかってようなことですか、選挙カーを公費で負担すれば候補者全員が使用して、騒音など新たな問題が発生するですとか、

新人さんとかとの不公平感を感じさせないために、選挙改選後に議論すべきであるですか、そのような反対の意見があったということで新聞報道がされております。以上です。

○委員長（野田泰博君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 最後のもう一度、言ってもらえますか。

○委員長（野田泰博君） 米本総務班長。

○総務班長（米本貴宏君） 新しい新人議員さんとかとの不公平感を感じ生じさせないために選挙後に議論すべきじゃないか。

今の最後のところ、すぐに統一地方選挙が控えていたので、その選挙が終わってから議論して、新しい議員で議論した方がいいんじゃないかということだと思います。以上です。

○委員長（野田泰博君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 只今の件についてですね、千葉日報で取り上げていたのは、実は枝葉末節の問題でございまして、酒々井町議会議長に確認しまして、前議長ですね。その当時の議長。公費負担が大きい。酒々井町の財政はそれほど豊かではないのに。先ほど、本橋総務政策課長が17名で1,000万円超えだと酒々井町もだいたい同じ定数ですので、そのくらいの金額が想定されたので、それが1番大きな理由であったというふうに私は聞いております。

○委員長（野田泰博君） 説明ありがとうございました。

あと他に質問ございませんか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 公費負担と供託金というのはセットになっているように思えるんですが、この供託金という部分については、参考資料の供託金制度の導入というふうな説明がございませぬけども、この点はどうなっているんですかね。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） 資料の通りですね、新たに町村議会議員選挙において、供託金制度が導入された。これは公職選挙法の規定でございまして、法で供託金の制度が町村議会議員選挙においても適応されるということと、その供託金について要は供託金が没収される投票しか得られなかった候補者については、公費負担はされないということになっております。

○委員長（野田泰博君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ということは、それはもう法で確定している。町の条例で供託金を付ける付けないということじゃなくて、この公費負担が有る無しに関わらず供託金は必ず納めるようになるということによろしいですか。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（野田泰博君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） その供託金の没収ですけども、確か有効投票数を定数で割ったのの

1割でしたっけ。確かそんな数字だと思いますけど、間違いはないですか。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） 有効投票総数を定数で割って、その10分の1の得票数以下でございます。

○委員長（野田泰博君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 仮に2万人ぐらいで、仮に1万4千票の投票があった場合に14人の定数ですと、1万4千を14で割って1,000、その1割で100、という100票に満たない場合は供託金没収で公費負担も受けられないと、こういう計算でよろしいんですね。分かりました。

○委員長（野田泰博君） よろしいですか。どなたか他にございませんか。岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 議案の付属説明資料に1ページに、他の町村の例にならって2を掛けないというお話でしたが、他の市町村がどういう理由で2を掛けないのでしょうか。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） 申し訳ございません。県内の先行して導入した市それから町村というふうに分けて、それぞれ各市町の条例の規定ぶりを全部確認しましたが、全てその国の規定ではなくですね。掲示場数に2を乗じていないというところがございます、それによって、2を乗じることによって限度額というのは当然上がりますけれども、そこまでそのポスターの作成費が実際今までの我々の過去の選挙における議員または、町長からいただいた選挙運動費用の収支報告書ですか、そういうのを確認した中でもそこまで限度額を使ってポスターを作成しているという候補者はおりませんでしたし、各市町それぞれ事情があるとは思いますが、私どもの方では県内全ての市町がそのような状況ですので、それにならってまた今申し上げましたとおり限度額をそこまでしなくても今までの過去の収支報告書の中では、その中の収まる金額であったというようなことからあえて2を乗じず合わせたという事です。

○委員長（野田泰博君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 付け加えていただいたことが大事で、よそはこうだったというのは参考情報みたいなもので、そんなにかかっている事実上ね。掛ける必要ないと。よく分かりました。

○委員長（野田泰博君） 他にございませんか。松島委員。

○委員（松島一夫君） おわかりになれば教えていただきたいんですけども、公職選挙法を改正して町村議会議員選挙に立候補する者から供託金を受けるということの立法趣旨はなんだったんですか。

○委員長（野田泰博君） 米本総務班長。

○総務班長（米本貴宏君） すみませんちょっと纏まっていない回答になるかもしれないんですけども、今回のこの改正趣旨の中で町村以外の市・県・国全て今の公費負担制度がもうあ

る状態で選挙が行われております。供託金制度の導入と公費負担制度の導入というのは選挙公営の拡大となっている中で、一番立法趣旨としては選挙の公平で立候補しやすい環境作りを第一に考えてといったことで公費負担があります。一方選挙の無造作な乱立を防ぐための供託金制度というのがあって、それも合わせて今まで町村の選挙には公費負担もなければ供託金もなかったわけですが、市・県・国と同様に公費負担合わせて、供託金の導入ということで町村の議会議員選挙とか町長選挙においても市・県・国と同じような選挙制度にするということが一番の立法趣旨なんだと思っております。

○委員長（野田泰博君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 公費負担置いといて、この供託金制度を町村まで拡充した立法趣旨だけお尋ねしたわけなんですけども、今米本班長がご答弁の中で候補者の乱立を防ぐという供託金を取らないと、候補者が乱立するつまり候補者が増えるということですね。乱立というのは増えるということマイナスの面からいうと乱立です。ところがただ候補者が増えるんですね。それを防ぎたいんですね供託金は。それに対して今回の条例は候補者を増やすことを考えているんですね。この二つは矛盾するんですねと私は思っております。乱立というのか候補者の増加というのか言葉の使い方だけの違いではないかと。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） 今、米本班長が申し上げた、乱立という言葉が法律の立法趣旨で、国がそう言っているわけではないので、必ずしもそれはちょっと私見が入ってそういった言葉遣いだったかなと思いますが、実際は公費負担置いといてと言っても、公費負担と供託金というのは、やはりセットに考えざるを得ないというのが実際、国の法律上の制定の趣旨ではないかというようには思います。

やはり町長も冒頭で申し上げましたとおり選挙についてはあらゆる多様性を輩出して議会を活性化していただくというのがまず前提としてあって、ご存じのとおり先般の統一地方選挙でも無投票が全体の町村議員では3割もあったというような状況ですので、それを何とか避けるためには公費負担というような立候補しやすい環境、併せて、やはり選挙の公平性といったところで鑑みれば、立法では供託金制度の導入ということも合わせて考えなくてはいけなかったのではないかと、これも私の若干私見も入っているところではございますが、今すぐに制度の供託金に限った立法趣旨というのが見当たらないものですから後ほど十分確認したうえでご回答させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（野田泰博君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 質問にはならないんですけども、要は供託金をお預かりしますよと、その代わり得票数に達しなかったら返さないんですけども、その代わり公費負担しましょうとセットということね。15万円とるけども40万円、50万円くらいの負担はしますよと。法定数より取ればあなた損しないよと。こういうふうなぶっちゃけて言えばこうなんだと思う

んですよね。今本橋総務政策課長がおっしゃった、確かに本会議で申し上げましたけど、町村議会で3割定数足りないというのはあったんですが、幸い我が町は健全な選挙ずっとやっておりますので、そこにあえて1千何百万の公費を投入するような状況なのかどうなのかということに私は疑問を持っております。町長選挙の場合は2百何十万円でしたっけ。そのくらいはトップだからねそのくらい出してもしょうがないかもしれませんけれども、と私は考えています。

○委員長（野田泰博君） 本橋総務課長言われた立法趣旨という質問に対して、もう少し調べるといことを言われましたけど、それはそれでよろしいんですか。松島委員。

○委員（松島一夫君） だって調べるといものしょうがないじゃない。

○委員長（野田泰博君） 米本総務班長。

○総務班長（米本貴宏君） すみません私の説明で至らないところありまして申し訳ありません。乱立だけで申し上げると語弊があるかなというところで、売名行為ですかそういう単にほんとうに選挙の趣旨に沿った気持ちで立候補されるという方ではなくてですね、本当に単に売名行為とかのそういうことで立候補されるような方の乱立を抑えるという趣旨とされております。以上です。

○委員長（野田泰博君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） その売名行為というのは東京都知事選挙なんてものすごい数の候補者いますね。報道されていないから知らないけどこんなに立候補したのってことで売名行為なんですね。立候補すると商売なんかうまくいったりするなんて聞いたことがあります。それでも供託金没収されてもいいんです。宣伝効果があるから。栄町議会選挙で売名行為で出る人いるっていうふうに思います。終わり。

○委員長（野田泰博君） その他質問ございませんか。大塚委員。

○委員（大塚佳弘君） 選挙運動用のビラの作成についてなんですが、これは公費負担になりますけども、枚数制限とか他になんか制限とかはされるんでしょうか。

○委員長（野田泰博君） 確か書いてあると思います。本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） 枚数の制限もありまして町村議会議員選挙では1,600枚、町長選挙では5,000枚という枚数の制限、それから大きさの制限も従来からございます。

○委員長（野田泰博君） 他に質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

これにて質疑を終わります。

これより、議案第2号に対し、委員各位からの討論を含めたご意見をお聞きします。

ございませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長（野田泰博君） これにて、各委員からの意見・討論を終ります。これより、議案

第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○委員長（野田泰博君） 起立多数。よって、議案第2号栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、原案のとおり可決すべきと決定しました。

◎ 閉 会

○委員長（野田泰博君） 以上で総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

その他でございますが、何かございませんか。

[「なし」の声あり]

ないようですので、終わりにいたします。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

本日の会議を閉じます。以上をもって総務常任委員会を閉会といたします。ごくろうさまでした。

午後2時04分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和5年11月2日

総務常任委員会委員長 野田 泰博